平成２１年（フ）第１４８２号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊５丁目６番31号　ベルエポック水巻202
債務者　平山　直久
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１４８３号
福岡県遠賀郡水巻町猪熊５丁目６番31号　ベルエポック水巻202
債務者　平山モト子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目20番地　岩崎荘102
債務者　荒木　　淳
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２号
神奈川県横須賀市佐野町１丁目20番地　岩崎荘102
債務者　荒木まち子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６１４号
青森市大字安田字近野155番地17
債務者　福田　慶子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３４３号
青森県黒石市緑ケ丘40番地　市営住宅41号
債務者　工藤　栄一（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３６９号
青森県黒石市大字黒石字建石３番地27
債務者　佐藤　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３７６号
青森県弘前市大字樹木１丁目９番地１　樹木レジデンスⅣ―Ｎ号
債務者　毛内　　薫
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１号
青森県弘前市大字石渡２丁目７番地２　ハウス石渡Ｂ号
債務者　渡辺　文子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第３号
青森県弘前市大字高杉字阿部野13番地１
債務者　本田由美子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第５号
青森県南津軽郡田舎館村大字大袋字樋田120番地３
債務者　須藤　健一
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２号
群馬県桐生市錦町３丁目９番21号
債務者　新井　邦保
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３２７号
神奈川県逗子市沼間２丁目３番１―304号
債務者　土屋　和儀
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３６４号
神奈川県横須賀市久里浜３丁目24番８号　ビラ久里浜202
債務者　脇村　　晃
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６６号
松江市西津田４丁目５番31―205号
債務者　松浦みのり
1　決定年月日時　平成22年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９号
長崎県平戸市水垂町59番地２、従前の住所長崎県平戸市木ケ津町1496番地
債務者　塚本　　守
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
釧路市桜ケ岡６丁目25番12号　柿崎幸一方
債務者　柿崎　智大
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月10日午前９時30分
釧路地方裁判所